

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による平成30年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

なお、杉林憲治監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき、議会事務局の監査については除斥した。

平成30年9月11日

小松市監査委員 小 栗 徹

同 杉 林 憲 治

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 上下水道局
料金業務課, 上下水道建設課, 上下水道管理課
- 2 監査実施日 平成 30 年 7 月 18 日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監 査 の 範 囲 平成 29 年度の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理全般
(対象とする会計：水道事業会計, 下水道事業会計, 一般会計)
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料, 関係する管理資料, 申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め, 事務局職員により, その内容の照合, 検算, 通査等の予備監査を行った。

また, 監査当日は, 上下水道局長ほか関係職員の同席の下, 課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに, 質疑を交わした。

なお, 水道事業会計の定例監査において, 地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として, 北陸税理士会小松支部所属税理士 飯田崇義氏, 南一栄氏を選任し, 予備監査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き, これを監査の参考とした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が, 関係法令に基づき適正かつ効率的, 合理的に行われているかを主眼として, 監査を実施した。

監査の主な着眼点は, 次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況, 財産の管理状況, 事務事業の管理状況, 安全対策及び過年度指摘事項の項目については, おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また, 細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については, 監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<水道事業会計>

ミネラルウォーター「白山水流 天然水」の販売事業は、小松市の安全安心な水の PR を目的に平成 11 年度から開始された。今後、当事業を進めるにあたっては、近隣市町や民間事業者との連携も視野に入れるなど、長期的な視点に立った方向性を検討されたい。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 総合政策部 財政課
- 2 監査実施日 平成30年7月18日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成29年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，総合政策部長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 予防先進部 長寿介護課
- 2 監査実施日 平成30年7月18日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成29年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の照合、検算、通査等の予備監査を行った。

また、監査当日は、予防先進部長ほか関係職員の同席の下、主幹から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び過年度指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 議会事務局
- 2 監査実施日 平成30年7月18日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成29年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
- 6 監査委員の除斥

議会事務局の監査において、地方自治法第199条の2の規程により、杉林 憲治監査委員は除斥した。

7 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の照合、検算、通査等の予備監査を行った。

また、監査当日は、議会事務局長ほか関係職員の同席の下、課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

8 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

9 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 小松市民病院
- 2 監査実施日 平成 30 年 7 月 18 日
- 3 監査実施場所 小松市民病院会議室
- 4 監査の範囲 平成 29 年度の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，院長，管理局長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。